

【事例3】特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和7年中に○証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、○証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるG電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるH市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるJ建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、〇証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

		令和7年分 特定口座年間取引報告書							
特定口座開設者 (住所) 前回提出 時の住所 又は居所	D市△○町9-8-7 C市○○町1-3-2	フリガナ		タカマツ サブロウ		勘定の種類	8 有 2 既用 ○既当等		
		氏名		高松 三郎					
		生年月日		明・大・昭 平・令 43・11・3		口座開設年月日	7・5・8		
				源泉徴収の連絡		○有：無			
(譲渡による年間取引損益及び源泉徴収税額等)		譲渡収益額 (所得税)	手 0 円	株式等購入料額 (住民税)	手 0 円	外国所得税の額	手 0 円		
譲渡区分		① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額) (① - ②)					
上場分		1 900 千 000 円	2 119 千 000 円	△219 千 000 円					
特定信用分									
合計		1 900 000	2 119 000	△219 000					
(配当等の額及び源泉徴収税額等)									
種類		配当等の額		源泉徴収税額 (所得税)		配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配額	外国所得税の額
④	株式、出資又は基金	手 80 000 円	手 12 252 円	手 4 000 円					
⑤	特定株式投資信託								
⑥	投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)								
⑦	オープン型証券投資信託								
⑧	国外株式又は国外投資信託等								
⑨	合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	手 80 000	手 12 252	手 4 000					
⑩	公社債	手 20 000	手 3 063	手 1 000					
⑪	社債の受益権								
⑫	投資信託又は特定受益証券発行信託(⑨及び⑩以外)								
⑬	オープン型証券投資信託								
⑭	国外公社債等又は国外投資信託等								
⑮	合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	手 20 000	手 3 063	手 1 000					
⑯	譲渡損失の金額	手 219 000							
⑰	差引金額(⑨+⑩+⑪-⑬)	手 0							
⑱	納付税額		手 0	手 0					
⑲	運付税額(⑬+⑭-⑮)		手 15 315	手 5 000					
金融商品取引業者等		所在地	E市△△町4-5						
		名称	O証券大手支店				法人番		
			(電話) 000-000-0000						

第〇期

ご所有株式 1株当たり配当金
1000株 4000円 配当金額
40000円

○○○-○○○○ C市○○町1-
株主 高松 三郎

確定申告書の提出に
支払通知書の添付は原
※ 税務署等で確定申告書等
書が必要ですので、忘れず

確定申告書の提出に当たり、上場株式配当等の支払通知書の添付は原則として不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、この支払通知書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【事例 3】の解説

- あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、G電気、I建設の株式の配当とH市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（38ページの3参照）。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「**所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
(譲渡分)	1,900,000円	- 2,119,000円	= △219,000円	→ △79,000円
(利子・配当分)	140,000円	- 0円	= 140,000円	→ 0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません

- 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額については、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、この計算明細書を添付する必要がありますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

- 納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、22ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表		上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用	
住所 又は所 事業所等	D市△○町9-8-7	フリガナ 氏名	タカマツ サブロウ 高松 三郎
1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。[2面]の2も同じです。)			
(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額			
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (①欄の金額)		①	219,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (②欄の金額)		②	219,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)		③	219,000 円
※ 本欄の金額は、税法第54条第2項第2号の1の2の第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書きの金額)のみを記載します。			
(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額			
種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	当所得に係る負債の利子	
○証券大手支店	100,000 円		
-建設株式会社	40,000		
合 計	140,000	(b)	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a)-(b) (赤字の場合には0と書いてください。)		④	140,000
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。			
(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額			
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-(4)) (③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)		⑤	79,000 円 +を付けて、申告書第三表へ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-(3)) (③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)		⑥	0 円 申告書第三表へ

この付表の作成が必要なケースは【事例2】の15ページで説明していますので、参照してください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けて書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑯欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（40ページの【注意】参照）

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある場合に書いてください。

この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある場合に書いてください。

この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので**0**と書いてください。

この事例の場合は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。